

「仙台市環境基本計画（杜の都環境プラン）」第4回審議会後の主な変更点について

章・節	意見等	改定素案	答申(案)
●第4章 環境施策の展開 の方向	<分野別の環境都市像を具体化 するための施策体系> (事務局修正)	23、28、30 ページ 1 低炭素都市づくり ② <u>環境負荷の少ない交通手段を選ぶ</u>	15、19、21 ページ 1 低炭素都市づくり ② <u>環境負荷の少ない交通手段への転換を進め る</u>
1 低炭素都市づ くり	(1)現状と課題 (事務局修正)	28 ページ (1)現状と課題 地球温暖化は全世界における喫緊の課題であり、 <u>国においては平成 42 年度（2030 年度）の 温室効果ガス排出量を、平成 25 年度（2013 年 度）比で 23.4%削減する新たな削減目標（森林 吸収分を除く）を定めるなど、世界的な取り組 みの枠組みの合意に向けた各国の調整が進め られています。</u> また、さまざまな分野における 気候変動の影響に対し、国全体として整合のと れた取り組みを総合的かつ計画的に推進する ため、国において「気候変動の影響への適応計 画」が取りまとめられました。	16 ページ (1)現状と課題 地球温暖化は全世界における喫緊の課題であり、 <u>平成 27 年 12 月には COP21 において平成 32 年度（2020 年度）以降における温室効果ガス削 減に関する新たな枠組みの合意に至りました。</u> <u>この中で、日本は平成 42 年度（2030 年度）の 温室効果ガス排出量を、平成 25 年度（2013 年 度）比で 23.4%削減（森林吸収分を除く）する としています。</u> また、さまざまな分野における 気候変動の影響に対し、国全体として整合のと れた取り組みを総合的かつ計画的に推進する ため、国において「気候変動の影響への適応計 画」が取りまとめられました。

章・節	意見等	改定素案	答申(案)
1 低炭素都市づくり	<p>(2) 取り組みの趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「適応」の記述がわかりにくい ・IPCC 報告書作成に当たっても「適応」が重要と認識されており、そのような流れとなっている。 	<p>28 ページ</p> <p>(2) 取り組みの趣旨</p> <p>一方、これら温室効果ガスの排出を抑制する「<u>緩和</u>」の努力を行っても避けられない<u>気候変動影響</u>に対応するため、<u>自然や人間社会のあり方を調整する「適応」の取り組みも併せて進めます。</u></p>	<p>18 ページ</p> <p>(2) 取り組みの趣旨</p> <p>一方、これら温室効果ガスの排出を抑制する「<u>緩和策</u>」に加え、<u>自然や人間社会のあり方を調整することで気候変動影響によるリスクを低減する「適応策」が重要になっており、それぞれの取り組みを併せて進めます。</u></p>
1 低炭素都市づくり	<p>(3) 目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改定後の目標は、平成 17 年度比を明らかにすべき。 ・「0.8%削減」はあまり変わらない印象があり、国目標より 5 ポイント上回るとの説明を工夫すべき。 	<p>28 ページ</p> <p>(3) 目標</p> <p>※平成 32 年度における推計排出量 <u>898 万 7 千トン</u>に対し <u>134 万 7 千トン</u>を削減するものであり、この水準は、森林吸収分を除き平成 42 年度に平成 25 年度比 23.4%削減する国の目標を 5 ポイント上回る、28.4%削減を目指すものです。</p>	<p>19 ページ</p> <p>(3) 目標</p> <p>※平成 32 年度における推計排出量 <u>899 万 2 千トン</u>に対し <u>135 万 2 千トン</u>を削減するものであり、この水準は、森林吸収分を除き平成 42 年度に平成 25 年度比 23.4%削減する国の目標を 5 ポイント上回る、28.4%削減を目指すものです。</p>
1 低炭素都市づくり	<p>(4) 施策体系 ③低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる</p> <p>イ建築物のエネルギー対策を進</p>	<p>32 ページ</p> <p>イ建築物のエネルギー対策を進める</p> <p><u>冷暖房や給湯、照明などの設備も含め、エネルギー効率の高い建物の建築・改修などの普及促進を図ります。</u></p>	<p>22 ページ</p> <p>イ建築物のエネルギー対策を進める</p> <p><u>エネルギー性能の高い建築物の普及に努めるとともに、冷暖房や給湯、照明などの省エネルギー設備の導入を促進します。</u></p>

章・節	意見等	改定素案	答申(案)
	<p>める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物については、そもそも「器」の性能を高める「低エネルギー」の取り組みが重要。 		
<p>5 良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり</p>	<p>(4) 施策体系 ②環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える</p>	<p>56 ページ</p> <p>② 環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える (リード文)</p> <p>経済的な考え方や事業活動を生かし、市民生活や地域の社会経済が自然な形で環境に配慮したものとなるような仕組みづくりを進め、良好な環境が保全され、さらに向上するような環境と経済の好循環をつくります。</p> <p>イ 環境ビジネスを創出する 環境志向の商品開発の促進や、地域社会におけるさまざまな環境課題について解決を図るビジネスの振興など、新たな環境ビジネスの創出につながる方策を検討します。</p>	<p>45～46 ページ</p> <p>② 環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える (リード文)</p> <p>経済的な考え方や事業活動を生かし、市民生活や地域の社会経済が自然な形で環境に配慮したものとなる<u>とともに、環境に関する活動が地域経済に還元される</u>ような仕組みづくりを進め、良好な環境が保全され、さらに向上するような環境と経済の好循環をつくります。</p> <p>イ 環境ビジネスを創出する 環境志向の商品開発の促進や、地域社会におけるさまざまな環境課題について解決を図るビジネスの振興など、<u>環境と地域経済の双方に寄与する</u>新たな環境ビジネスの創出につながる方策を検討します。</p>

章・節	意見等	改定素案	答申(案)
第6章 計画の推進 3 市民による環境活動の推進	(1) 市民協働による取り組みの推進 (事務局修正)	71 ページ (1) 市民協働による取り組みの推進 「杜の都」の自然豊かな環境は、河川浄化運動や脱スパイクタイヤ運動など、環境を大事にする市民の取り組みにより、長年にわたりつくりあげられたものです。市民、事業者、市が、目標や方向性を共有したうえで、互いの持てる力を最大限発揮し、環境を守り、創る活動に連携・協働して取り組むことで、環境都市像のさらなる実現を目指します。	59～60 ページ (1) 市民協働による取り組みの推進 「杜の都」の自然豊かな環境は、河川浄化運動や脱スパイクタイヤ運動など、環境を大事にする <u>多くの市民の長年にわたる取り組みにより、創りあげられてきたものです。</u> <u>こうした多様な主体による取り組みの重要性を認識のうえ、市民、事業者、市といった環境の保全及び創造に関わる多くの主体が、目標や方向性を共有しながら、各々の役割に応じて持てる力を最大限発揮するとともに、これらが有機的に連携し、協働して取り組むことにより相乗効果を生み出し、環境都市像のさらなる実現を目指します</u>

※その他、軽微な表現・誤字等の修正を実施しております